

教育環境整備充実プラン策定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、埼玉県教育環境整備基金（以下「基金」という。）を活用した教育環境整備充実プラン（以下「プラン」という。）の策定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(プランの策定)

第2条 県立学校長（以下「校長」という。）は、基金を活用した教育環境の整備等を実施しようとする場合、プランを策定するものとする。

2 教育局教育総務部財務課長（以下「財務課長」という。）及び関係課長は、プランの策定について校長と必要な調整を行うものとする。

(プラン選定委員会の設置)

第3条 プランの選定及び審査を行うために、教育局内にプラン選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置するものとする。

(寄附の募集)

第4条 校長は、プランが選定された場合、埼玉県教育環境整備基金事務取扱要綱第4条第2号に規定する寄附B（以下「寄附B」という。）の募集を行うものとする。

2 寄附Bの募集期間は概ね5年以内で校長が定めるものとし、プランの目標額に達した時点で終了とする。

3 財務課長及び関係課長は、校長が行う寄附募集に関する広報活動を支援するなど、プランの周知に努めるものとする。

(プランの廃止)

第5条 校長は、寄附金の見込額が目標額に達しないこと等により、プランの実施が困難な場合、財務課長にプランの廃止を申請するものとする。

2 前項の場合、集まった寄附金は、廃止後2年以内において、当該県立学校の策定する新たなプランに充当することができる。

(プランの申請及び選定)

第6条 校長は、第2条に規定するプランの策定及び前条に規定するプランの廃止について、申請書を作成し財務課長に提出するものとする。

2 財務課長は、提出された申請書を選定委員会に諮るものとする。

3 選定委員会は、プランの選定及び審査を行うものとする。

4 財務課長は、選定委員会におけるプランの選定及び審査の結果を当該申請書を提出した校長に通知するものとする。

(事業の執行)

第7条 校長は、1年目の寄附の実績から寄附の募集期間内の寄附金の総額を合理的に見込み、プラン実施に係る計画書（以下「計画書」という。）を作成し、事業執行を予定する前年度の9月末日までに財務課長に提出するものとする。

- 2 プランと前項に規定する計画書とに差が生じた場合、当該プランは計画書のとおり修正したものとみなす。
- 3 財務課長は、計画書について関係課長と調整を行い、関係課に事業を割り振るものとする。
- 4 関係課長は、計画書に基づき予算化するための事務手続を行うものとする。
- 5 予算が成立したときは、関係課長及び校長は速やかに事業を執行するものとする。

(事業の実績報告等)

第8条 校長は、事業を実施した年度の3月31日までに、事業の実績を関係課長を経て財務課長に報告するものとする。

- 2 校長は、年度内に事業が完了した場合、事業が完了した日から起算して1か月以内又は当該年度の3月31日までのいずれか早い日までに、事業の実績を関係課長を経て財務課長に報告するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、プランの策定に関し必要な事項は、別に定める。

- 2 プランの策定に関する様式は、別途通知する。

附 則

この要綱は、平成27年10月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

(経過措置)

平成30年度に予算化する事業については、第7条第1項の規定に基づく計画書は予算書のとおり提出されたものとみなす。